

総 政 企 第99号  
平成17年10月14日

統計審議会会長  
美 添 泰 人 殿

総 務 大 臣  
麻 生 太 郎

諮問第303号  
学校保健統計調査の改正について

統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、別添「学校保健統計調査の改正計画（案）」について、統計審議会の意見を求める。

理 由

文部科学省は、学校保健統計調査（指定統計第15号を作成するための調査）について、統計利用者のニーズを踏まえ、健康状態調査に係る都道府県別結果を作成するとともに、健康状態のより詳細な把握を行い学校保健行政の基礎資料を整備するため、別添のとおり、標本設計及び調査事項の見直し等を行った上で実施することを計画している。

今回の改正計画については、統計の体系的整備、統計需要への対応、調査の効率的実施等の観点から、検討する必要がある。